

姫路市公告第 260号
令和 8年 6月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

令和8年度Web会議システムライセンス調達について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和8年度Web会議システムライセンス調達
- (2) 概要
本市で利用しているWeb会議システムのライセンスを調達するもの。
- (3) 入札日
令和8年（2026年） 6月23日（火）
- (4) ライセンス利用開始日
令和8年（2026年） 8月 1日（土）
- (5) 納入場所
姫路市役所
- (6) 担当
姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室（以下「デジタル戦略室」という。）
- (7) 最低制限価格
無

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以

下「排除対象業者」という。)に該当しない者

(3) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下、「告示」という。)第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「その他」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人

(4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていない者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和8年6月10日（水）（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参すること又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033477.html>) よりダウンロードすること。

また、落札候補者は入札日から契約日までに第2項第3号イを証明する書類（納税証明書）を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和8年6月11日（木）17時までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、令和8年6月15日（月）に市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札候補者である場合は、次点を繰り上げる。

4 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。なお、このくじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、第2項に掲げる入札に参加する資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。
- (2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、第2項に掲げる入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合に

において、当該者について指名停止を行うことがある。

- (3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としなないことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。
- (4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位の者を落札候補者とし前号と同様に入札参加資格審査を行うものとする。これについては落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- (5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。